

# 身体拘束を開始する検討が必要な利用者への対応手引き (Vol.1)

令和7年3月

高齢者あんしん課 介護認定係

身体拘束を開始する検討が必要な利用者がある場合の対応について、以下のステップをまとめました。

<p>(1) 状況の確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の行動や心理的状态、身体的状態を詳細に観察し、身体拘束が必要とされる具体的な理由を明確にする。</li> <li>・利用者の心身の状態や環境要因を把握する。</li> <li>・居宅サービス計画書等には、「身体拘束を行う場合、身体拘束を行う理由、期間、その具体的な方法（拘束の種類、時間帯、場所など）を明示する。</li> </ul> <p><b>※法的根拠：</b> 介護保険法第1条では、介護サービスの提供にあたり、利用者の尊厳を保持し、その自立を支援することが求められています。このため、身体拘束は利用者の自由を制限するため、必要性が問われます。</p>								
<p>(2) 多職種での協議 (サービス担当者会議の開催)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師、看護職員、介護職員、リハビリ専門職など関係する多職種で、緊急やむを得ない身体拘束に該当するか3要件の該当状況を具体的に確認し、特に代替案について協議をする。また、期間(終期)も検討する。</li> </ul> <p><b>※検討例</b></p> <table border="1" data-bbox="475 1283 1409 2022"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 1283 742 1335">3要件の該当状況</th> <th data-bbox="750 1283 1409 1335">該当・非該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 1339 742 1529"> <p><b>切迫性</b></p> </td> <td data-bbox="750 1339 1409 1529"> <p>利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いことが分かる具体的な状況をサービス担当者会議の要点もしくは支援経過記録に記載する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1534 742 1776"> <p><b>非代替性</b></p> </td> <td data-bbox="750 1534 1409 1776"> <p>他の方法を検討した結果、それでもなお身体拘束を行う以外に代替する方法がないのであれば検討した代替方法とそれが対応策として不十分である理由をサービス担当者会議の要点もしくは支援経過記録に記載する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 1780 742 2022"> <p><b>一時性</b></p> </td> <td data-bbox="750 1780 1409 2022"> <p>身体拘束が一時的なものであり、利用者の状態等に応じて必要最小限の期間と最も短い拘束期間の設定されていることとその理由をサービス担当者会議の要点もしくは支援経過記録に記載する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	3要件の該当状況	該当・非該当	<p><b>切迫性</b></p>	<p>利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いことが分かる具体的な状況をサービス担当者会議の要点もしくは支援経過記録に記載する。</p>	<p><b>非代替性</b></p>	<p>他の方法を検討した結果、それでもなお身体拘束を行う以外に代替する方法がないのであれば検討した代替方法とそれが対応策として不十分である理由をサービス担当者会議の要点もしくは支援経過記録に記載する。</p>	<p><b>一時性</b></p>	<p>身体拘束が一時的なものであり、利用者の状態等に応じて必要最小限の期間と最も短い拘束期間の設定されていることとその理由をサービス担当者会議の要点もしくは支援経過記録に記載する。</p>
3要件の該当状況	該当・非該当								
<p><b>切迫性</b></p>	<p>利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いことが分かる具体的な状況をサービス担当者会議の要点もしくは支援経過記録に記載する。</p>								
<p><b>非代替性</b></p>	<p>他の方法を検討した結果、それでもなお身体拘束を行う以外に代替する方法がないのであれば検討した代替方法とそれが対応策として不十分である理由をサービス担当者会議の要点もしくは支援経過記録に記載する。</p>								
<p><b>一時性</b></p>	<p>身体拘束が一時的なものであり、利用者の状態等に応じて必要最小限の期間と最も短い拘束期間の設定されていることとその理由をサービス担当者会議の要点もしくは支援経過記録に記載する。</p>								

	<p><b>※身体拘束の必要性について医師に意見を求める例</b></p> <p>① <b>利用者の行動の変化</b>      利用者の行動に急激な変化が見られ、自己や他者に対する危険が増加している場合（例：暴力行為、転倒のリスクが高まった場合など）。</p> <p>② <b>他の介入方法の効果が不十分</b>      環境調整や行動支援、心理的サポートなどの代替手段を試みたが、効果が見られない場合。</p> <p>③ <b>医療的な判断が必要</b>      利用者の健康状態（例：病状の悪化、精神的な不安定さ）により、専門的な医療判断が必要とされる場合。</p> <p>④ <b>身体拘束のリスク評価</b>      身体拘束を行うことで、利用者にとどのようなリスクが生じるか（身体的・心理的影響）を評価するために、医師の専門的な意見が必要な場合。</p> <p>⑤ <b>法律的・倫理的な観点からの確認</b>      身体拘束の実施が法律や倫理に照らして適切かどうかを確認するために、医師の見解を求める場合。</p> <p>⑥ <b>家族との合意形成</b>      身体拘束の必要性について家族との合意を形成するために、医師の意見を基に説明を行う必要がある場合。</p> <p>⑦ <b>定期的な見直し</b>      身体拘束を実施している場合、定期的にその必要性を見直すために医師の意見を求めることが必要な状況。</p>
(3) 代替手段の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体拘束以外の代替手段（環境調整、行動支援、心理的サポートなど）を検討し、実施可能な対策を考える。</li> <li>・モニタリング時には、必ず、代替手段を検討する。</li> </ul>

<p>(4) 家族への説明と同意</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体拘束の必要性やその影響について家族に説明し、理解を求める。</li> <li>・家族からの同意を得ることが重要であるため、文書にて同意を得る。</li> <li>・利用者が、住宅型有料老人ホームに入居している場合は、緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書（写）を情報提供する。</li> </ul> <p><b>【様式】 緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書</b> 日向市ホームページに掲載してありますので、活用してください。 〔URL〕 <a href="https://www.hyugacity.jp/sp/display.php?cont=240529103546">https://www.hyugacity.jp/sp/display.php?cont=240529103546</a> 令和6年度日向市介護サービス事業者集団指導について 身体的拘束等の適正化の推進</p>
<p>(5) 支援経過記録の作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体拘束を開始する理由、実施方法、期間、利用者の状況、家族の同意内容などを詳細に記録する。</li> </ul>
<p>(6) 実施のモニタリング</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体拘束を実施した場合は、定期的に利用者の状況をモニタリングし、身体拘束の必要性を再評価する。</li> <li>・利用者の心身の状態や行動の変化を観察し、必要に応じて拘束の解除を検討する。</li> </ul>
<p>※ 参考資料</p>	<p>①介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き (令和6年3月) <b>【URL】</b> <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf</a></p> <p>②身体拘束ゼロの実践に向けて 介護施設・事業所における取組手引き (2024年3月) <b>【URL】</b> <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248433.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248433.pdf</a></p>